十六　株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式又は持分に係る議決権に係る議決権代理行使受任等（当該取得条項付株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該取得条項付株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するものに限る。）

十七　相続又は遺贈により共同議決権等行使同意取得に係る契約を承継した場合における当該共同議決権等行使同意取得

［４・５　略］

6　令第三条第二項第二号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号又は第四号に該当する外国投資家により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

7　［略］

8　令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、当該事業所管大臣の数に三を加えた数とする。

一　法第二十六条第二項第一号及び第三号に規定する株式又は持分の取得並びに令第二条第九項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第四号に規定する議決権の取得　別紙様式第一

［二～七　略］

八　令第二条第九項第五号に規定する議決権代理行使受任　別紙様式第七の二

九　令第二条第九項第六号に規定する議決権代理行使委任　別紙様式第七の三

十　令第二条第九項第七号に規定する共同議決権等行使同意取得　別紙様式第七の四

［9・10　略］

（対内直接投資等の報告）

第六条の二　令第六条の三第一項の規定に基づき報告をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一　法第二十六条第二項第一号及び第三号に規定する株式又は持分の取得並びに令第二条第九項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第四号に規定する議決権の取得　別紙様式第十一

［二～四　略］

五　令第二条第九項第五号に規定する議決権代理行使受任　別紙様式第十七の二

六　令第二条第九項第六号に規定する議決権代理行使委任　別紙様式第十七の三

七　令第二条第九項第七号に規定する共同議決権等行使同意取得　別紙様式第十七の四

［号を加える。］

［４・５　同上］

6　令第三条第二項第二号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、別表第一に掲げる国（地域を含む。以下同じ。）以外の国の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号又は第四号に該当する外国投資家により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

7　［同上］

8　令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、当該事業所管大臣の数に三を加えた数とする。

一　法第二十六条第二項第一号及び第三号に規定する株式又は持分の取得並びに令第二条第九項第二号に規定する出資証券の取得及び同項第三号に規定する株式への一任運用　別紙様式第一

［二～七　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［9・10　同上］

（対内直接投資等の報告）

第六条の二　令第六条の三第一項の規定に基づき報告をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一　法第二十六条第二項第一号及び第三号に規定する株式又は持分の取得並びに令第二条第九項第二号に規定する出資証券の取得及び同項第三号に規定する株式への一任運用　別紙様式第十一

［二～四　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］